

○高砂市モーテル類似施設の建築等の規制に関する条例施行規則

昭和 56 年 12 月 23 日高砂市規則第 26 号

改正

平成 11 年 12 月 24 日高砂市規則第 41 号

平成 23 年 6 月 20 日高砂市規則第 19 号

平成 28 年 3 月 31 日高砂市規則第 4 号

令和 3 年 3 月 31 日高砂市規則第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高砂市モーテル類似施設の建築等の規制に関する条例（昭和 56 年高砂市条例第 28 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(申請書及び図書)

第 2 条 条例第 3 条第 2 項の規則で定める申請書及び図書は、ホテル等建築等同意申請書（様式第 1 号）及び別表に掲げる図書とする。

(審査会の組織等)

第 3 条 条例第 5 条に規定する高砂市ホテル等建築審査会（以下「審査会」という。）は、委員 5 人以内で組織し、委員は市長が委嘱又は任命する。

2 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 4 条 審査会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

第 5 条 前 2 条に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮つて定める。

(付議事項)

第 6 条 条例第 6 条の規則で定める事項は、条例別表に定める施設の構造及び設備の基準の適合性に関する事項とする。

(通知書)

第 7 条 条例第 7 条の規定による通知は、ホテル等建築等同意（不同意）通知書（様式第 2 号）によるものとする。

(標識の設置)

第 8 条 条例第 8 条の標識は、ホテル等建築等計画概要標識（様式第 3 号）によるものとする。

2 前項の標識は、条例第 3 条第 2 項の規定による申請をする日の 30 日前までに設置

しなければならない。

- 3 第1項の標識は、地盤面から標識の下端までの高さがおおむね1メートルとなるように設置し、建築等の工事に着手するまで移動し、又は取り外してはならない。
- 4 市内においてホテル等の建築等をしようとする者（以下「建築主」という。）は、第1項の標識を設置したことを証する写真（近景及び遠景）を設置した日から7日以内に市長に提出しなければならない。
- 5 建築主は、第1項の標識の記載事項に変更があつたときは、直ちに当該標識の表示内容を変更しなければならない。

（事前説明会の開催方法等）

第9条 条例第9条第1項に規定する説明（以下「事前の説明」という。）を求めることができる関係住民等（以下「関係住民等」という。）は、ホテル等の建築等をしようとする建築物の敷地境界線から周囲100メートル以内（以下「対象区域」という。）の次に掲げる者とする。

- (1) 対象区域に居住する者及び土地又は建築物に関して権利を有する者
- (2) 対象区域に居住する者が属する自治会の役員

- 2 関係住民等は、建築主に事前の説明を求めるときは、書面により行うものとする。
- 3 関係住民等から事前の説明を求められた建築主は、その旨を書面により市長に報告しなければならない。
- 4 前項の建築主は、条例第9条第1項の事前説明会（以下「事前説明会」という。）を開催するときは、その旨を関係住民等に周知しなければならない。この場合においては、事前説明会の開催場所を関係住民等が参加しやすい場所に設定するよう努めなければならない。
- 5 第3項の建築主は、事前説明会においては、参加した関係住民等に対し、ホテル等の建築等に係る計画の概要を記載した書類及び図面を配布して事前の説明をしなければならない。この場合においては、当該建築等の内容を具体的かつ平易に事前の説明をし、理解を得るよう努めなければならない。
- 6 条例第9条第3項の規定による報告は、ホテル等建築等説明会開催報告書（様式第4号）に前項の書類及び図面を添付して行うものとする。

（中止命令の方法）

第10条 条例第10条の規定による命令は、ホテル等建築等是正措置命令書（様式第5号）を交付して行うものとする。

（公表）

第11条 条例第11条第1項の規定による公表は、市の広報誌及びホームページへの掲載等により行うものとする。

（構造及び設備の基準）

第12条 条例別表3の項及び5の項に規定する規則で定めるロビー及び食堂の床面積は、次の表に定めるとおりとする。

収容人員	床面積	
	ロビー	食堂
30人以下	30平方メートル以上	30平方メートル以上
31人から50人まで	40平方メートル以上	40平方メートル以上
51人以上	50平方メートル以上	50平方メートル以上
備考 床面積は、壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積とする。		

2 条例別表7の項の規則で定めるマンセル色票系の数値は、次の表に定めるとおりとする。

場所	色相	彩度
外壁	YR（橙）系の色相	彩度4以下
	R（赤）系又はY（黄）系の色相	彩度3以下
	その他の色相	彩度2以下
屋根	YR（橙）系の色相	彩度6以下
	R（赤）系又はY（黄）系の色相	彩度4以下
	その他の色相	彩度2以下
備考 周辺の景観と調和している場合は、この限りでない。		

附 則

この規則は、条例の施行の日（昭和57年1月2日）から施行する。

附 則（平成11年12月24日高砂市規則第41号）

この規則は、平成12年1月1日から施行する。

附 則（平成23年6月20日高砂市規則第19号）

- この規則は、平成23年7月1日から施行する。
- この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の高砂市モーテル類似施設の建築の規制に関する条例施行規則（以下この項において「旧規則」という。）第4条第1項の規定により委嘱又は任命をされた高砂市モーテル類似施設建築審査会の委員である者は、この規則の施行の日、この規則による改正後の高砂市モーテル類似施設の建築等の規制に関する条例施行規則第3条第1項の規定により、高砂市ホテル等建築審査会の委員として委嘱又は任命をされたものとみなす。この場合において、その委嘱又は任命をされたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧規則第4条第1項の規定により委嘱又は任命をされた高砂市モーテル類似施設建築審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日高砂市規則第 4 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日高砂市規則第 12 号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
標識設置写真	標識に記載されている文章（鮮明に読み取ることができるもの）及び設置状況
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、看板類の位置、敷地の接する道路の位置及び幅員並びに駐車場及び駐車区画
各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途及び面積、壁の位置及び種類、開口部の位置並びに外壁の構造
立面図	縮尺、建築物の高さ、開口部の位置及び屋外広告物を含めた外部仕上げ（マンセル色票系に基づく色相及び彩度を記入したもの）
断面図	縮尺、建築物の床、各階の天井、軒及び全体の高さ並びに軒及びひさしの出
完成予想図	外観の色彩及び意匠
屋外広告物関係図	形状、面積、色彩及び意匠

備考

増築、改築、修繕、模様替及び用途の変更をする場合には、当該変更事項に係る詳細図を添付するものとする。

様式第1号（第2条関係）

ホテル等建築等同意申請書

年 月 日

高砂市長 様

住所（所在地）

建築主 名 称

氏名（代表者氏名）

電 話

高砂市モーテル類似施設の建築等の規制に関する条例第3条第2項の規定により、次のとおり申請します。

ホテル等の名称							
建 築 計 画 概 要	建築等の種別	新築・増築・改築・移転・大規模の修繕・大規模の模様替・用途変更					
	敷地の位置等	建築等の位置					
		用途地域	地域		その他の区域等		
		建築物の高さ	地上 地下	m m	階数	地上 地下	階 階
		届出部分		既存部分		合計	
	敷地面積	m ²		m ²		m ²	
	建築面積	m ²		m ²		m ²	
	建築物の延べ面積	m ²		m ²		m ²	
客室数	客室数	1人用	室	収容人員		人	
		2人用	室	看板類の有無 看板 広告板 広告塔 ネオンサイン その他（ ）			
		その他	室				
		合計	室				
ロビーの面積	m ²		食堂等の面積		m ²		
工事着手予定日		年 月 日		工事完了予定日		年 月 日	
届出代理者		住所 氏名 電話					

様式第2号（第7条関係）

ホテル等建築等同意（不同意）通知書

年 月 日

様

高砂市長

印

年 月 日付けで申請のあつたホテル等の建築等については、次の条件を付けて同意する（次の理由により同意しない）ことに決定したので、高砂市モーテル類似施設の建築等の規制に関する条例第7条の規定により通知します。

ホテル等の名称	
建築等の種別	新築・増築・改築・移転・大規模の修繕・大規模の模様替・用途変更
建築等の位置	
決定区分	<input type="checkbox"/> ホテル等の建築等に同意します。（附帯条件：有・無） <input type="checkbox"/> ホテル等の建築等に同意しません。 （理由）
附帯条件	

この決定について不服がある場合は、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決裁があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第3号（第8条関係）

ホテル等建築等計画概要標識	
ホテル等の名称	
建築等の種別	
建築等の位置	
建築物の高さ	m
建築物の階数	地上 階・地下 階
敷地面積	m ²
建築物の延べ面積	m ²
建築物の棟数	棟
着工予定	年 月 頃
完成予定	年 月 頃
建築主の住所及び氏名	電話
設計者の住所及び氏名	電話
工事施工者の住所及び氏名	電話
標識の設置年月日	年 月 日
この標識についてお知りになりたい方は、 建築主又は設計者まで連絡ください。	

↑
90cm
以上
↓

← 90cm
以上 →

- 備考 1 文章及び線は、黒色で鮮明に書くこと。
- 2 この標識は、容易に破損し、及び倒壊しない材料又は構造により作成すること。
- 3 表示した文字が、雨等により不鮮明にならない塗料等を使用すること。

關係住民等質問事項	建築主回答

ホテル等建築等是正措置命令書

年 月 日

様

高砂市長

印

あなたが、建築等をしようとし、又は建築等をしたホテル等については、高砂市モーテル類似施設の建築等の規制に関する条例の規定に違反しているため、同条例第10条の規定により、次のとおり必要な措置をとるよう命じます。

ホテル等の名称	
建築等の種別	新築・増築・改築・移転・大規模の修繕・大規模の模様替・用途変更
建築等の位置	
必要な措置	
履行期限	年 月 日

備考 1 この命令に従わない場合は、高砂市モーテル類似施設の建築等の規制に関する条例第11条の規定により、その事実を公表する場合があります。また、同条例に基づき、懲役又は罰金に処せられる場合があります。

2 この決定について不服がある場合は、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決裁があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、決定の取消しの訴えを提起することができます。